

公立大学法人横浜市立大学の業務上の災害等に係る休業補償等の付加給付に関する要綱

制 定 平成23年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、公立大学法人横浜市立大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）第55条及び第56条及び公立大学法人横浜市立大学非常勤職員就業規則第50条の規定に基づき、業務上の災害（負傷又は疾病をいう。以下同じ。）又は通勤による災害に係る休業補償及び傷病補償年金（以下「休業補償等」という。）の付加給付について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 教職員 法人から給与を受ける常勤、非常勤の教職員すべての者をいう。
- (2) 通勤 地方公務員災害補償法（以下「地災法」という。）第2条第2項及び第3項及び労働者災害補償保険法（以下「労災法」という。）第7条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。
- (3) 平均給与額 地災法第2条第4項から第8項及び労災法第8条に規定する平均給与額をいう。
- (4) 休業補償 地災法第28条及び労災法第14条に規定する休業補償をいう。
- (5) 傷病補償年金 地災法第28条の2及び労災法第12条の8第3項に規定する傷病補償年金をいう。

(休業補償の付加給付の支給)

第3条 教職員が業務上の災害又は通勤による災害により、療養のため勤務することができない場合において、地災法及び労災法により休業補償を受けたときは、その勤務することができない期間につき、平均給与額に相当する額から地災法及び労災法による休業補償（これに相当する給付を含む。）の額を減じた額を、休業補償の付加給付として支給する。

(傷病補償年金の付加給付の支給)

第3条の2 教職員が地災法第28条の2及び労災法第12条の8第3項の規定により傷病補償年金を受ける場合において、当該傷病補償年金（これに相当する給付を含む。）の額が、地災法同条第3項及び労災法第18条第2項の規定にかかわらず休業補償を引き続き行ったとしたならば、その者が受けるべき休業補償（これに相当する給付及び付加給付を含む。）の額の年額に満たないときは、平均給与額に365を乗じて得た額から当該傷病補償年金（これに相当する給付を含む。）の額を減じた額を、傷病補償年金を受ける期間に応じて傷病補償年金の付加給付として支給する。

2 傷病補償年金の付加給付の支給は、地方公務員災害補償基金（以下「基金」という。）及び所管労働基準監督署（以下「労基署」という。）が行う傷病補償年金の支給の例によるものとする。

(休業補償等の付加給付の制限)

第4条 教職員が故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、又は正当な理由がなくて療養に関する指示に従わぬことにより、業務上の災害若しくは通勤による災害若しくはこれらの原因となった事故を生じさせ、又は業務上の災害若しくは通勤による災害の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げたときは、その者に係る休業補償等の付加給付の全部又は一部を行わないことができる。

(補償の制限方法)

第4条の2 前条による補償の制限については、基金及び労基署が行う休業補償等の制限と同様とする。

(損害賠償の免責)

第5条 法人は、休業補償等の付加給付を行った場合には、同一の理由については、その価額の限度において国家賠償法又は民法による損害賠償の責めを免れる。

(第三者に対する損害賠償の請求等)

第6条 法人は、休業補償等の原因である災害が、第三者の行為によって生じた場合に休業補償等の付加給付を行ったときは、その価額の限度において、休業補償等の付加給付を受けた者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

2 前項の場合において、休業補償等の付加給付を受けるべき者が当該第三者から同一の理由につき損害賠償を受けたときは、法人は、その価額の限度において休業補償等の付加給付を行わない。

(休業補償等の付加給付を受ける権利)

第7条 休業補償等の付加給付を受ける権利は、教職員の退職によって変更されることはない。

2 休業補償等の付加給付を受ける権利は、これを譲渡し、又は担保に供してはならない。

(委任)

第8条 前各条に定めるもののほか、休業補償等の付加給付に関し必要な事項及びこの要綱の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行し、平成23年4月1日以降に発生した業務上の災害及び通勤による災害から適用するものとする。

(要綱の廃止)

2 この要綱の施行に伴い「公務災害等に係る休業補償等の付加給付に関する要綱」は廃止する。